一般社団法人　山形県介護支援専門員協会会誌

ケアマネ通信　やまがた No.26

巻頭言

多くのケアマネが集まるために
～日本協会組織・会員委員会に参加して～

理事 佐藤　知生

今年度、日本介護支援専門員協会の「組織・会員委員会」に参加させて頂いております。そこでの議論や分析も踏まえて、会員数や組織ということについてまとめてみたいと思います。

「組織・会員委員会」とは、**「5ヵ年計画3年目における目標達成に向けた会員増を目指し[1]、職能団体として当協会と都道府県支部と地域支部の一本化促進のための活動を行う[2]」**ための委員会です。1）の「5ヵ年計画」とは、平成26年に日本協会が策定した「会員目標5ヵ年計画」です。

日本介護支援専門員協会会員目標5ヵ年計画：全国分

年度	会員数	有資格者数	組織率
26年度（実績）	23,189	596,031	3.8%
28年度（実績）	28,336	650,503	4.0%
31年度（目標）	70,830		

上記の表が「5ヵ年計画」の一部ですが、有資格者数から見た組織率は4.0%です。平成31年までの間に組織率を約10%程度まで押し上げようという計画ですが、それほど伸びていません。

日本介護支援専門員協会会員目標5ヵ年計画：山形

年度	会員数	有資格者数	組織率
26年度（実績）	489	6,035	8.1%
28年度（実績）	554	6,584	8.4%
31年度（目標）	604		

上記は山形県の状況です。26年度から28年度まで会員数増加しています。計画上は順調に伸びているように見えますが、実は法人化した平成23年ごろから会員数は500名前後で上下し、29年度の10月時点での会員数は28年度の同時期からは下回っているという状況です。

組織率については、県内現任のケアマネ約3,000人で計算すると率としては18%となります。全国の組織率も同様に上がることでしょう。

他の職能団体の状況は、インターネットで概略的に調べたものでは、日本看護協会：約720,000人（65%）、日本医師会170,000人（56%）、日本薬剤師会約100,000人（35%）、日本作業療法士協会約54,000人（69%）・・・。

多くの職能団体で、組織率の低下は進んでおり、組織率の向上はケアマネだけが直面している課題ではないようですが、全体の人数は少ないです。

2）の「一本化促進」についてですが、山形県協会は、日本協会の支部として成立しており、会員はすべて日本協会の会員となっています。そのような形式で都道府県協会が成立しているのは、47都道府県支部の内、半数に満たない20の都道府県支部に過ぎません。

全国的には市町村や地域単位の団体、都道府県単位の団体がそれぞれ単独で存在しているという地域もあり、市町村や地域単位の団体には所属するが、都道府県単位の団体には所属しない、また都道府県単位の団体には所属するが、日本協会には所属しないというあり方が個人レベルでは可能となっています。都道府県単位の協会では山形県以上の会員数でも、日本協会の都道府県支部としての会員数は少ないという都道府県もあります。こうした現状はそれぞれの都道府県や市町村・地域の状況・事情から生じています。

日本協会としては、都道府県・地域の団体がすべからく支部として成立していくことを目指しています。それが「一本化促進」で「一本化」を成立させている支部が増えてきてもいます。

個人レベルで見ると、情報収集や日々の実際の活動で接する周囲のケアマネ同士の連携や交流という内容を考えると、地域単位や都道府県の団体へ所属することで十分と思

巻頭言　多くのケアマネが集まるために ……1
～日本協会組織・会員委員会に参加して～
理事　佐藤　知生
一般社団法人山形県介護支援専門員協会の沿革 ……2
委員会より～委員会活動の紹介をかねて～ ……3
第2回研修会（報告）……5
理事会報告……6
Professional Comment　看護協会より ……6
相談窓口（ケアマネ110番）より ……7
Professional Comment　介護福祉士より……8
編集後記 ……8

う方もいます。年会費を見てもそのほうが安く済むということになります。

では全国組織は不要か？平成30年度介護報酬改定に向けての社会保障審議会介護給付費審議会委員に、小原秀和副会長が参加していました。当然ケアマネの立場からの発言をされており、全国のケアマネを代表して活動しています。このための組織体制・情報収集、その他諸々に関わる労力・経費などを考えると全国協会が必要になります。そして、ケアマネの意見の影響力を考えると、組織率の高さは重要です。ケアマネが組織として集まることそのものが会員の利益に直結します。

山形県の話に戻りますが、県協会は会員からの年会費で運営をしています。運営の実務にあたっているのは、事務局の専従職員を除くとすべて会員である理事であり、各地区支部の役員です。会員自らが、自分たちの活動を担っている部分です。

これに加えて、現在は法定研修を県から受託して企画・運営しています。専門研修・更新研修・主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修です。またケアマネの相談事業も受託しています。予算は県からの委託費での運営となりますが実務は理事等を中心にした会員が担っています。会員が労力を掛けて、非会員である2,500名程になるであろうケアマネのための膨大な研修会実務を行っている状況です。この会誌を読んで頂いている会員の皆様は、こうした状況をどのように考えるでしょうか。これを機に、会員の皆で非会員のケアマネへ入会のお勧めをしてみませんか？ご協力の程、よろしくお願いします。この「ケアマネ通信」では、当会の沿革・歴史と「委員会」の活動内容紹介を掲載してみました。非会員の方へ当会を紹介くださる時の参考として頂ければ幸いです。

一般社団法人 山形県介護支援専門員協会の沿革

H12年4月	介護保険法施行。
H12年10月18日	山形県介護支援専門員協議会設立準備会。　於：山形県医師会館 呼びかけ人：山形県医師会会長・山形県社会福祉士会会長
H13年３月25日	山形県介護支援専門員協議会設立。当初会員850名。 三須良彦氏、会長就任。　6つの委員会・5つの地区支部を組織。 会費：入会金2,000円　年会費3,000円
H14年9月1日	事務局を社会福祉協議会内に移転。峯田幸悦氏が事務局担当理事。 後に軸局長となる。
H15年8月31日	全国介護支援専門員協議会設立総会。山形県加入。
H17年4月17日	年会費　6,000円に改定。会員数約470名。
H18年2月19日	日本介護支援専門員協会へ加入。　会費　一人2,000円。
H18年2月23日	三須会長逝去。阿部三重子副会長が会長代行に就任。
H18年4月16日	折居和夫氏、会長就任。事務局長：佐藤貴司氏。
H19年2月11日	日本介護支援専門員協会第1回全国大会。折居会長出席。
H21年2月8日	日本介護支援専門員協会会費改定に従い、年会費改定。 H21年：8,000円　H22年：9,000円
H21年6月28日	一般社団法人日本介護支援専門員協会設立（法人化）
H23年4月1日	一般社団法人山形県介護支援専門員協会設立（法人化）。 会員数518名。　新事務局員採用。 専門研修・更新研修事業受託。
H26年4月1日	山形県介護支援専門員基礎研修・主任介護支援専門員研修を受託。
H27年6月7日	佐藤裕邦氏が会長に就任。前会長折居和夫氏、顧問に就任。
H28年4月1日	主任介護支援専門員更新研修事業を受託。

委員会より
～委員会活動の紹介をかねて～

当会は理事により構成される6つの委員会と事務局で会務を運営しています。この会報で活動状況を報告させて頂いています。その各委員会からの報告を、今回は活動内容の紹介を兼ねて執筆していただきました。今回は、研修受託事業委員会・サポート委員会・調査研究委員会・広報委員会・研修委員会の委員長から執筆していただきました。

まずは法定研修を開催する研修受託事業委員会です。

研修受託事業委員会

研修受託事業委員会は平成23年度に一般社団法人設立とともに設置された委員会です。介護支援専門員法定研修の内、実務研修、更新（実務未経験者）・再研修を除く、実務対象者・実務経験者対象の研修を山形県より研修実施機関として委託されています。専門研修（専門研修課程Ⅰ・専門研修課程Ⅱ）、更新研修（実務経験者対象）、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修の企画と立案、運営など全般的な業務を行っています。研修主体である山形県と協議を重ねながら研修の企画を行います。また、全国の法定研修を受託している都道府県協会とも情報共有と連携を図り立案しています。

国では研修のガイドライン、修了評価指針などが発出されておりますので、それに沿った研修にしなければなりません。毎年、国における研修向上会議での修正なども盛り込みながら実施している状況です。

平成28年度より国の研修実施要綱及び研修カリキュラムが改正されました。それに伴い皆様の研修時間が増加した分、業務量も増大しました。協会の共益会計の5倍の予算と10倍の業務をこなしています。委員会の構成は医療・介護専門職、介護支援専門員法定研修講師経験者で委員会を構成し、多職種連携による企画を実施しています。

長年の積み重ねで、介護支援専門員の資質や知識、技能について大きな格差が出てきており、どの水準で研修を行うと実務に活かせるのか、理解が深まるのか議論しながら進めています。最近、自分がどの研修を受講すればいいのか確認の問い合わせが多い状況です。介護支援専門員証、研修修了証書を確認の上受講申し込みしてください。　　（委員長　村山正市）

続いてサポート委員会です。主として介護支援専門員からの相談業務を担当しています。

サポート委員会

委員長、委員5名、オブザーバー1名の7名で運営しています。質問や相談内容が「介護保険制度」や「ケアマネジメント」について多岐に渡るため、主に現場でケアプラン作成に携わっている理事がメンバーとなっています。相談の受け付け方法は、「県相談業務委託事業」として、面接、電話、FAX、e-メールの他、山形、村山、庄内、最上、置賜の各地区支部に1名の委員を配置し、面接相談を受けています。研修会終了後に「ケアマネ110番」を開催し面接相談会を開催していますので、どうぞ遠慮なくご相談ください。ケアマネジャーの皆様へお知らせした方が良い情報は、ホームページの「お知らせ掲示板」にて情報を掲示していきます。県からの委託事業のため、県内に在住するケアマネジャー資格をお持ちの方ならどなたでも相談する事が出来ます。また、ホームページに「会員専用相談掲示板」を開設しておりますので、会員の方はこの掲示板もご利用になれます。これまで介護保険制度やケアプランの作成についての相談を多く受けてきましたが、経験豊富な委員が担当しておりますので、現場での悩みなどもありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

（委員長　荒木昭雄）

次は調査・研究委員会です。アンケート調査を中心に、年1回、様々なテーマをまとめています。

調査・研究委員会

調査・研究委員会では毎年、テーマを決めてアンケートなどを実施して、分析し報告書としてまとめています。現在は、5名の委員で活動しています。

また、日頃より調査・研究委員会の活動にご協力いただきありがとうございます。

山形県介護支援専門員協会は、現在500名を超える会員の皆様とともに運営されています。様々な社会変化の中で、少しでも会員の皆様の日々の業務に役立ち、魅力ある活動ができる協会でありたいと思い、今年度は会員調査を実施させていただくことにしました。

お手元にアンケートが届いた際には、ぜひご回答いただき、会の活動・情報発信等についてのたくさんの声を聞かせていただければと思います。ご協力お願いいたします。

その他、調査研究を希望する内容等がございましたら、お気軽に当協会までお知らせください。よろしくお願いいたします。　（委員長　吉田京子）

そして広報委員会です。

広報委員会

「広報」という言葉は広く報せるという意味のようです。当会の活動を、会員と、当会と連携する関係者・団体、非会員の介護支援専門員の方々、一般の方々などに広く知らしめる役割を担っている委員会です。

実際に行っていることは、この会報「ケアマネ通信やまがた」の発行を中心にしています。この会報は年に4回発行し、会員にお届けし、研修会や各委員会、各地区支部からの活動報告や情報提供を目指しています。

その他にホームページ作成担当理事と連携して「ケアマネ通信」の既刊号をホームページに掲載し、会員外の方にも見て頂けるようにしています。

さて、その活動がどのていど実効のともなったものになっているか。会報の内容や広報できている範囲や媒体など検討すべき課題は多いと思われます。

本来の「広報」と言う目で見ると、まだまだ活動として行き届いていない面は多くあるという自覚を持ちつつ、今後も活動して参りたいと思います。皆様のご意見・ご協力を期待いたします。（委員長　佐藤知生）

財務委員会

その名のとおり、会の会計を統括して頂いています。

総務委員会

諸規定管理・選挙管理・そして会員管理などを統括しています。

研修委員会

県協会主催の法定外の研修会を年3回企画・運営をしています。

この後に第2回研修会報告をまとめて頂いていますので、ご覧ください。

平成29年度 山形県介護支援専門員協会

第2回 研修会（報告）

テーマ：「一連のケアマネジメントで押さえたい基本業務と疑問解消」
日　時：平成29年12月3日（日）13時～17時
会　場：山形国際交流プラザ　山形ビッグウイング
講　師：成澤　正則 氏　介護支援センター「よつばの里」管理者
主任介護支援専門員/山形県介護支援専門員養成研修講師

今回は、『介護報酬改定前に、もう一度、基礎から学んでみませんか？』をコンセプトに開催しました。約100名の方から参加いただきました。申込者多数のため会場の都合でお断りさせていただいた皆様には大変申し訳ありませんでした。

今まで、なんとなく、「わかっているつもり」「みんながやっているから」ですませていたことを、講師からひとつひとつ丁寧に解説していただきました。

参加者からも「明日からの仕事で使える」「今までやってきたことを根拠に沿って説明できる」「明日から自信もって仕事ができる」などの声が聞かれました。

今回の研修会企画を通じて、経験を積むと「いまさら、恥ずかしくて聞けないこと」があり、「改めて自分自身の業務内容を振り返ること」ができず、日々の業務で一杯になっている方もいるということを感じました。先輩ケアマネとして後輩ケアマネを指導する際にも、根拠を示して説明しなければ、正確に伝えること（伝わる）はできないでしょう。経験を積むと、どうしても、新しいことに気持ちは惹かれますが、一歩一歩確実に基礎から学びを深めていくことの重要性を知ることができた研修会でした。

今後も会員ニーズに沿った、タイムリーな研修会を企画していきたいと思っています。

理事会報告

第35回 理事会（議題のみ）

と　き　平成30年1月20日（土）16時30分～
ところ　山形市総合福祉センター
出席者　佐藤裕　高木　明日　伊藤喜　鈴木真
高山　佐藤郁　佐藤貴　大木　吉田
高橋秀　児玉　荒木　菅原　伊藤順
藤橋　村山

1. 各委員会活動について

・研修委員会：第2回研修会報告
・サポート委員会：110番チラシ作成。
・広報委員会　「ケアマネ通信No26」編集中。
・調査・研究委員会：今後の調査方法を検討中。
・財務委員会：12月までの会計報告
・総務委員会
・研修受託事業委員会：来年度の受託について

2. 各地区支部活動について

・山形：2月研修会（予定）
・最上：1月研修会・2月役員会・3月研修会
・庄内：1月第6回ケアマネ大会開催
・村山：10月ケアマネンボの会・2月第3回研修会・
2月理事会予定
・置賜
12月役員会・第2回研修会
2月16日　平成29年度第2回置賜地域「入退院ルール」に係る病院職員・介護管理者会議へオブザーバー参加
3月16日　平成29年度第2回置賜地域「地域包括ケアシステム構築に係る医療・介護合同会議」に係る病院職員・介護管理者会議へオブザーバー参加

3. 新入会者の承認について

資料のとおり承認された。

4. 第3回研修会について

・川越先生へ交渉中。3月予定

5. その他

・伝達研修4月5日・4月6日予定。
・協会会員名簿（基礎職等）名簿について

Professional Comment

「看護協会」より

『訪問看護』

ピックアップしてご紹介

Q1.サービスの内容は？

A1. ①健康状態の観察②療養生活のお世話③医療処置・医療機器管理④認知症・精神疾患の看護⑤終末期（ターミナル）の看護⑥在宅でのリハビリテーション⑦介護者の支援などです。

Q2.介護保険と医療保険の訪問看護の違いは？

A1. 介護保険の利用者は、①65歳以上の要支援1、2、要介護1～5に認定されている方。②40歳以上65歳未満の医療保険加入者で要支援・要介護に認定され、16特定疾病に該当している方です。
医療保険の利用者は、40歳未満に医療保険加入者とそのご家族（妊産婦や乳幼児も含む）、40歳以上65歳未満の16特定疾病以外の方、65歳以上で要支援・要介護に該当しない方、要支援・要介護者のうち特別訪問看護指示書期間の方、厚生労働大臣が定める疾病など（癌末期、難病など、頸髄損傷、人工呼吸器を使用しているなど）の方、⑤精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護です。

Q3.利用できる時間、回数は？

A1. 介護保険で利用する場合の1回のサービス時間は20分未満、30分未満、30分～1時間未満、1時間～1時間30分未満のいずれかになり、回数はケアプランに基づいて提供されます。尚、20分未満の場合、週1回は20分以上の訪問看護が必要となります。理学療法士などの訪問看護は1回20分以上を1単位として週6単位までとなります。
医療保険で利用する場合は1回のサービス時間は30分～1時間30分で、回数は原則週3回までで、疾患によっては週4回以上可能となります。

Q4.自宅以外で利用できる？

A1. 特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、特定施設入所者生活介護、複合型サービス、有料老人ホームなどへの訪問看護が可能です。ただし、条件がありますので、詳細は訪問看護ステーションへお問い合わせください。

ケアマネ110番より

相談窓口（ケアマネ110番）より

このコーナーでは山形県介護支援専門員協会相談窓口に寄せられたご相談と回答をお伝えします。

通所リハビリの健康診断書について

質問

健康診断書の提出について教えてください。以前は通所介護や短期入所生活介護を利用する時に、健康診断書の提出を求められましたが、今はほとんどありません。しかし、通所リハビリや短期入所療養介護を利用する時に事業所から健康診断書の提出を求められることが多々あります。高齢の利用者にとって、健康診断書のために通院することも費用もとても負担です。特に通所リハビリの健康診断書の用紙は数ページにわたりますので、支払い料金も高額になります。通所リハビリには医師がいるのに、なぜ健康診断書が必要なのか疑問でした。

先日の研修会にて「健康診断書の提出は必須でなく、また費用を求められた場合は通所リハビリ事業所が負担することも想定可能である」と説明を受け驚きました。

ケアマネとして、通所リハビリ事業所にこのことを伝え、利用者及び家族の健康診断書作成の負担を減らしたいと考えています。事業所へ説明するにあたり、その根拠をお教えください。

回答

以下に掲載している「事務連絡　平成13年3月28日厚生労働省老健局振興課発出　運営基準に係るQ＆Aについて　『サービス利用前の健康診断の取り扱い』」をご参照下さい。

サービス利用前の健康診断の取り扱い

Q 【サービス利用前の健康診断の費用負担とサービス提供拒否について】
サービスを提供する前に利用者に健康診断を受けるように求めることはできるか。
また、健康診断書作成に係る費用の負担はどのように取り扱うべきか。

A

施設系サービス並びに痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護以外の居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活及び介護老人保健施設における短期入所療養介護）については、通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書等の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断の提出をもとめることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス事業者との協議によるものと考える。しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。と記載されています。

このことを踏まえると、利用者と通所リハビリ事業所の双方が話し合い、費用負担を検討する必要があります。一方的に利用者に健康診断書の負担を押し付けるのではなく、通所リハビリ事業所でも費用負担を想定しておく必要性がありますのでご留意ください。

Professional Comment ～専門職より　「介護福祉士」より

「その人らしい最期」に寄り添う

介護の基本は「その人らしい生活の支援」と言われています。言葉にすると簡単ですが、では何が本当の「その人らしさ」なのでしょうか（実際に「私らしい生活は○○○の状態の事です」と表現するのは難しいです）。

施設においての「看取り」は「ご本人の意向の尊重」や「ご家族の意向も考慮」され、施設の指針やマニュアルがあり対応しますので少し紹介します。

① 意思表示できなくなった方への対応について

お元気だった頃からの様子で「ある程度職員が汲み取ってあげる」事になります。

② 安心・安楽な生活の提供を心がけについて

実際のケアでは、皮膚に異常はないか、ケア時に穏やかな表情で気持ちよさそうかなど、常に観察しながら声を掛けます。

③ 身体状況の確認と対応について

健康管理は日常でも気を遣うものです。ましてや看取り期となればバイタルの数字や呼吸状態が気になるのはやむをえません。

医療スタッフとの連携を密に対応します。

④ 苦痛の軽減について

苦痛なく穏やかであるならば必要以上の医療の提供は行われなくなっています。看取りは日常生活の延長にあることを職員が理解してケアすることが大切です。

近年は在宅や施設での看取りが増え、医療職を含めてチームでケアを行うなかで、その最前線で「その人らしい最期」に寄り添うのが介護者（家族・職員）です。

が、一方では死に向き合う職員の精神的負担にも配慮しなければなりません。

そんな職員の心強い味方として、昨年『介護スタッフのための施設看取りハンドブック』（橋本美香著、学研）が出版されました。職員の心のケアや多職種連携などがわかりやすく記されています。高齢者一人一人がその人らしい最期を迎えることが出来るよう、スタッフ全体で学び、より良いケアを提供できるようになっていただきたいです。

編集後記

今年の干支は「戌」。犬には社会性があり、忠実な動物で、人との付き合いも古く、親しみ深い動物といわれています。

現在、私は犬と寝食を共にしていますが…。

「社会性」は犬より人間に懐き、お散歩で会うワンちゃんは「無視」して、飼い主さんに先ずはご挨拶。家ではパパ大好き!のお嬢さま♡

もう14歳(けっこう高齢)なので寝ている時間が多くなりました。でも…食べ物のおねだりはハンパないです。

彼女の「おねだり」は「生きることに一生懸命」と受け取る事にしています。

人も同じ「食べることは生きる・活きる事」。特に高齢者にとって栄養と食事は「生命維持」だけでなく、「活動」にも関わるところですのでしっかり食べていただきたい!といつも思っています。　(i.kiku)

一般社団法人　山形県介護支援専門員協会会誌
ケアマネ通信　やまがた　No.26

発行日／平成30年３月
発行人／佐藤　裕邦
発行所／一般社団法人 山形県介護支援専門員協会
〒990-0021 山形市小白川町2-3-31
山形県総合社会福祉センター内
TEL 023-633-1098　FAX 023-615-6521
E-mail : yacm@pony.ocn.ne.jp

印刷・製本／田宮印刷株式会社
〒990-2251　山形市立谷川三丁目 1410-1
TEL 023-686-6111　FAX 023-686-6114